

## ◎労務費見積り規程

平成 26 年 10 月 1 日

HIDA 14-10-264

最新改正 令和 8 年 2 月 3 日

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、一般財団法人海外産業人材育成協会が受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な労務費の見積り等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(総則)

**第 2 条** 受託等事業の実施に必要な労務費の見積りは、この規程に定めるところにより計算するものとする。

2 受託等事業の労務費契約額は、この規程により見積る額による。ただし、当該受託等事業を委託し、又は発注する者（以下「委託者」という。）の事由により、この規程に基づき見積る労務費により契約を締結することができない場合は、委託者との協議の上、別に定める方法により計算する額によることができる。

3 労務費の計算は、当該受託等事業に従事した職員について、次条に定める労務費単価に事業に従事した時間数又は日数を乗じて得た額とする。

(労務費単価)

**第 3 条** 労務費単価は職員の雇用維持に必要な費用を区分別に算出した平均単価を基準として定めるものとし、その額は別表 1 のとおりとする。但し、この規程の施行日前に契約締結した令和 7 年度実施事業については、別表 2 のとおりとする。

(労務費単価の改定)

**第 4 条** 前条に定める労務費単価について、実態に照らし著しく差異が生じる等の事情が発生した際はこれを改定することができる。

(雑則)

**第 5 条** この規程に定めがないこと又はより難しいことについては、別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。(経営戦略 G)

附 則 (HIDA15 - 03 - 007)

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。(経営戦略 G)

附 則 (AOTS21 - 01 - 47)

この規程は、令和 4 年 1 月 21 日から施行する。(経営戦略 G)

附 則 (AOTS22 - 03 - 335)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(経営戦略 G)

附 則 (AOTS23 - 01 - 045)

この規程は、令和6年1月17日から施行する。(経営戦略G)

附 則 (AOTS24 - 01 - 093)

この規程は、令和7年1月31日から施行する。(経営戦略G)

附 則 (令和7年2月28日改正)

この規程は、令和7年2月28日から施行する。(経営戦略G)

附 則 (令和8年2月3日改正)

この規程は、令和8年2月3日から施行する。(経営戦略G)

別表 1

1. 国内勤務職員

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	10,500 円	78,750 円
V区分	V区分	9,100 円	68,250 円
IV区分	IV区分-1	9,300 円	69,750 円
	IV区分-2	8,300 円	62,250 円
	IV区分-3	7,400 円	55,500 円
III区分	III区分	6,800 円	51,000 円
II区分	AS・I・II区分	5,700 円	42,750 円
I区分			
AS区分			

2. 海外勤務職員（駐在員）（バンコク）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	22,500 円	146,250 円
V区分	V区分	21,100 円	137,150 円
IV区分	IV区分	20,700 円	134,550 円
III区分	III区分	18,400 円	119,600 円
II区分	AS・I・II区分	14,900 円	96,850 円
I区分			
AS区分			

3. 海外勤務職員（駐在員）（ジャカルタ）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	20,900 円	146,300 円
V区分	V区分	19,600 円	137,200 円
IV区分	IV区分	19,200 円	134,400 円
III区分	III区分	17,100 円	119,700 円
II区分	AS・I・II区分	14,000 円	98,000 円
I区分			
AS区分			

4. 海外勤務職員（駐在員）（ニューデリー）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	20,400円	163,200円
V区分	V区分	19,200円	153,600円
IV区分	IV区分	18,800円	150,400円
III区分	III区分	16,700円	133,600円
II区分	AS・I・II区分	13,900円	111,200円
I区分			
AS区分			

5. 現地採用職員（バンコク）

役職レベル	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
課長レベル	LIII区分	4,900円	31,850円
課長補佐・係長レベル	LII区分	3,200円	20,800円
スーパーバイザー・スタッフレベル	LI区分	2,200円	14,300円

6. 現地採用職員（ジャカルタ）

役職レベル	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
課長レベル	LIII区分	2,700円	18,900円
課長補佐・係長レベル	LII区分	1,900円	13,300円
スーパーバイザー・スタッフレベル	LI区分	1,300円	9,100円

7. 現地採用職員（ニューデリー）

役職レベル	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
課長レベル	LIII区分	2,800円	22,400円
課長補佐・係長レベル	LII区分	1,700円	13,600円
スーパーバイザー・スタッフレベル	LI区分	1,200円	9,600円

注1：国内勤務者のIV区分-1～3は次のとおり定義する。

労務費単価区分「IV区分-1」は役割責任区分VI区分（部長・館長・室長・特命部長）を離脱後に参事役に任命した職員

労務費単価区分「IV区分-2」は役割責任区分V区分（グループ長・上級担当長）を離脱後に参事役に任命した職員

労務費単価区分「IV区分-3」はグループ長補佐・担当長に任命した職員

注2：現地採用職員の役職レベル別の職務内容は次の通りとし、労務費単価区分は各職員の役職レベルに応じて理事長が別に定める。

役職レベル	職務内容	労務費単価区分
課長レベル	海外職員（駐在員）の業務を補佐し、その指揮・指示のもと、所管業務を統括、管理、遂行する。	LⅢ区分
課長補佐・係長レベル	上席者の業務を補佐し、その指揮・指示のもと、業務を遂行する。また、担当業務においてメンバーの指導・調整を行い、円滑な業務遂行を支援する。	LⅡ区分
スーパーバイザー・スタッフレベル	上席者の指揮・指示のもと、業務を遂行する。	LⅠ区分

別表2（この規程の施行日前に契約締結した令和7年度実施事業に適用）

1. 国内勤務職員

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
Ⅵ区分	Ⅵ区分	9,600円	72,000円
Ⅴ区分	Ⅴ区分	8,100円	60,750円
Ⅳ区分	Ⅳ区分-1	8,600円	64,500円
	Ⅳ区分-2	7,500円	56,250円
	Ⅳ区分-3	6,700円	50,250円
Ⅲ区分	Ⅲ区分	6,200円	46,500円
Ⅱ区分	AS・Ⅰ・Ⅱ区分	5,000円	37,500円
Ⅰ区分			
AS区分			

2. 海外勤務職員（駐在員）（バンコク）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
Ⅵ区分	Ⅵ区分	20,400円	132,600円
Ⅴ区分	Ⅴ区分	18,800円	122,200円
Ⅳ区分	Ⅳ区分	18,800円	122,200円
Ⅲ区分	Ⅲ区分	16,600円	107,900円
Ⅱ区分	AS・Ⅰ・Ⅱ区分	12,900円	83,850円
Ⅰ区分			
AS区分			

3. 海外勤務職員（駐在員）（ジャカルタ）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	19,500円	136,500円
V区分	V区分	18,000円	126,000円
IV区分	IV区分	18,000円	126,000円
III区分	III区分	16,000円	112,000円
II区分	AS・I・II区分	12,600円	88,200円
I区分			
AS区分			

4. 海外勤務職員（駐在員）（ニューデリー）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	18,800円	150,400円
V区分	V区分	17,300円	138,400円
IV区分	IV区分	17,300円	138,400円
III区分	III区分	15,400円	123,200円
II区分	AS・I・II区分	12,400円	99,200円
I区分			
AS区分			

- 注： 労務費単価区分「IV区分-1」は役割責任区分VI区分（部長・館長・室長・特命部長）を離脱後に参事役に任命した職員  
 労務費単価区分「IV区分-2」は役割責任区分V区分（グループ長・上級担当長）を離脱後に参事役に任命した職員  
 労務費単価区分「IV区分-3」はグループ長補佐・担当長に任命した職員